

## 令和7年度宮崎県保育人材就職支援センター運營業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本事業は、県が設置する「宮崎県保育人材就職支援センター」（以下「支援センター」という。）において、保育人材の就職支援を行うことにより、県内の保育施設等における保育人材の安定的な確保を目的とする。

### 2 業務の名称

令和7年度宮崎県保育人材就職支援センター運營業務

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 支援対象者

#### (1) 保育施設等

- ・ 保育所 (228施設：宮崎市内80・宮崎市外148)
  - ・ 幼稚園 (42施設：宮崎市内18・宮崎市外24)
  - ・ 認定こども園 (230施設：宮崎市内69・宮崎市外161)
  - ・ 小規模保育事業等 (30施設：宮崎市内11・宮崎市外19)
  - ・ 放課後児童クラブ (301クラブ：宮崎市内63・宮崎市外238) 等
- ※施設数は、令和6年5月1日（休止中を除く）。

(2) (1)の保育施設等への就職を希望する者（保育士等の資格の有無は問わない）（以下「保育人材」という。）

### 5 目標

支援センターによる支援を受けて保育施設等に就職した保育人材の人数 100名

### 6 委託の内容

#### (1) 支援センターの設置及び運営

宮崎市内に支援センターを設置し、運営を行う。なお、支援センターの開設に一定の期間を要することを考慮し、遅くとも令和7年5月1日までに開設すること。ただし、4月1日から開設までの間、保育施設等や保育人材からの問合せや相談に対し、電話対応や既存ホームページの案内等、可能な限りの対応を行うこと。なお、開設までの期間については、要した経費に応じて委託料の減額を行うことがある。

#### ア 設置形態

- ・ 相談者のプライバシーに配慮した個別相談に応じられる部屋もしくはブースを設けること。
  - ・ 支援センター専用の電話回線を設置すること。
  - ・ 相談者が来所した際に、支援センターであることを認識できるよう、入り口付近に看板を設置すること。
- ※支援センターを既存の事業所内に設置する場合は、上記に加え、間仕切り等により他の事業から独立したスペースとすること。

#### イ 開所時間等

週5日以上（土曜日・日曜日のうち少なくともいずれか1日は開所するものとする。）

※午前9時30分から午後6時30分まで

※年末年始（12月29日から翌年の1月3日。）を除く。

※開所時間中は、電話又は来所者対応のための職員を配置すること。

## (2) 就職あっせん

就職あっせん支援の経験を有する「就職支援コーディネーター」を配置し以下の業務を行う。  
なお、就職支援コーディネーターには、保育士や社会福祉士など、保育や福祉分野において勤務した経験があり、保育人材への支援や保育施設等への指導・助言が適切に行える者を充てること。

ア 保育施設等への訪問による求人状況及び求人内容の把握（宮崎市内年80施設程度・宮崎市外年80施設程度（訪問先となる保育施設等の情報については、県が別途提供する。））

イ 保育人材からの相談対応（来所・電話・メール等）

ウ 保育人材と保育施設等との就労条件等の調整

エ 県内ハローワーク及び就職説明会（県・関係団体、保育関係団体等の主催）へのブース出展

主催		場所・回数
ハローワーク		宮崎 月1回程度 延岡・都城 各月1回程度 その他 14回程度
就職説明会	県・宮崎県社会福祉協議会等	宮崎 5回程度 延岡市・都城市 各1回程度
	保育関係団体等	宮崎 3回程度

オ 県外の就職説明会への出展

（県中山間・地域政策課主催：東京・大阪・福岡開催予定）

## (3) 支援センターホームページの作成・管理

以下の情報を提供するホームページを作成・運営する（令和7年6月1日公開予定）。なお、ホームページの作成が完了するまでは、現在の保育士支援センターのホームページを運営・管理する。

### [掲載情報]

ア 支援センターの紹介

イ 保育施設等の求人情報（全体一覧及び施設毎に個別ページを作成し、雇用情報のほか施設の写真や動画も掲載できるようにすること。）

ウ 就職説明会や保育人材向け研修会の開催情報

エ 就職支援金等の各種支援制度

### [その他必要な機能]

ア 保育人材の登録

登録専用のページを作成するとともに、入力された情報をCSVで抽出できるようにすること。

イ 施設への相談エントリー

保育施設等の個別ページに相談エントリーする機能（ボタン）を設定すること。

#### (4) 情報管理等

ア 保育人材に係る個人情報の管理

イ 登録した保育人材に対する求職継続希望の確認（メールで3か月に1回実施すること）

ウ 登録した保育人材に対する保育施設等の求人情報や就職相談会等に関する情報の提供

エ 県内の保育士資格保有者（約16,000人）へのアンケート調査（葉書による調査。なお、保有者の住所等の情報は、県が提供する。また、葉書代は委託料に含む。）

#### (5) 支援センターに関する広報

ア 保育人材等への広報

イ SNS配信

ウ インターネット広告

※すべて広報の方法は提案による。

#### 7 定期報告

受託者は、委託業務の実施に当たって別に定める様式により日報を作成するとともに、当月分をまとめて翌月の5日までに報告すること（保育人材の支援センターへの登録件数、支援センターの支援を受けて就職した保育人材の人数等）。